

## 適判物件に係る確認審査の実態調査結果

## 1. 実態調査の趣旨

第 6 回「建築基準法の見直しに関する検討会」での議論を踏まえて、構造計算適合性判定制度について実態に即した議論を行うため、以下の設計者側委員・審査側委員の協力を得て、適判物件に係る確認審査の実態調査を実施。(6月14日～6月25日)

(敬称略、五十音順)

- 設計者側：来海 忠男 (株) プランテック総合計画事務所 代表取締役所長  
東條 隆郎 (社) 日本建築家協会 副会長  
細澤 治 (社) 建築業協会生産委員会設計部会構造分科会委員  
三栖 邦博 (社) 日本建築士事務所協会連合会 会長  
峰政 克義 (社) 日本建築士会連合会 副会長
- 審査側：浅田 行則 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長  
高野 雅司 日本 E R I (株) 確認検査副本部長  
乗松 昭一郎 福岡県建築都市部建築指導課長  
脇出 一郎 横浜市建築局指導部建築企画課長

## 2. 実態調査の内容

- ①原則、平成 22 年 1 月以降に確認済証が交付された適判を要する物件で、確認済証交付までに長期間を要したと考えるもの 5 件程度を抽出。
- ②各物件について、確認済証交付時期、規模、用途、取扱確認機関の種類を記載。
- ③抽出した物件の各々について以下を整理し記載。
  - a. 適判物件に係る確認審査に要した期間  
審査側(確認機関・適判機関)・設計者側のそれぞれの作業期間を記載。(事前相談が行われている場合は、事前相談※と確認申請後の期間を分けて記載。)  
※：事前相談は概ね申請書類一式が揃ったものについて行っている(いわゆる仮受付、事前受付など)段階から算入。
  - b. 確認済証交付までに長期間を要した要因  
確認済証交付までに長時間を要した要因を具体的に記載。
  - c. 設計図書の質  
確認審査手続き(事前相談※及び確認申請後の双方を含む。)における審査側指摘事項の状況(指摘の数、指摘内容等)を記載。
  - d. 構造計算適合性判定の影響  
審査時の指摘に係る問題、審査期間に係る問題、確認機関と構造計算適合性判定機関との連携、適判制度導入に伴う追加的経済負担額など、構造計算適合性判定による影響を具体的に記載。

## 3. 実態調査の結果

別添のとおり。

## 構造計算適合性判定を要する物件に係る審査期間等について(設計者側)

※1: 事前相談(※2)の期間と、確認申請から確認済証交付までの期間を合計したものである。  
 ※2: 事前相談は概ね申請書類一式が揃ったものについて行っている(いわゆる仮受付、事前受付など)段階から算入している。  
 ※3: 「申請者側の作業期間」とは、審査側の指摘事項が出尽くした状態で、申請者側が作業を行った期間をいう。

	1. 適判物件に係る情報						2. 適判物件に係る審査期間の状況(日)※1				3. 確認済証までに長期間を要した要因を記載してください。(具体的に記載して下さい。)	4. 設計図書の内容 * : 審査機関からの指摘内容(項目毎の指摘数(数字)を記入して下さい。)						5. 構造計算適合性判定の影響(審査時の指摘に係る問題、審査期間に係る問題、確認機関と構造計算適合性判定機関との連携、適判制度導入に伴う追加的経済負担額など、構造計算適合性判定の影響について具体的かつ詳細に記載して下さい。)	
	規模(m <sup>2</sup> )	用途	階数(地上、地下)	高さ(m)	確認済証交付日	取扱確認機関の種類	審査側の作業期間(A)	うち、適判機関における作業期間	申請者側の作業期間(B)※3	総審査日数(C) (C)=A+B		①設計図書間の不整合に係る指摘	②構造規定に係る指摘で、建築物の構造安全上重要なもの	③構造規定に係る指摘だが、構造安全上重要ではないもの	④防火・避難規定に係る指摘	⑤集団規定に係る指摘	⑥その他の規定に係る指摘		計
1	2510.86	学校	3/0	14.77	H22.4.14	建築主事	97	1	61	158	RC造躯体にS造の小屋根の屋根をもつ体育館様の建物について、耐震要素をRC造躯体として計算ルートをルート1としたが、屋根がS造であることを理由にルート2以上とするように確認機関に指導された。その打合せや再計算で日数がかかった。	4	0	49	13	1	10	77	今回の物件は併用構造における解釈をめぐる確認機関との打合せを何度も行った。「建築物の構造関係技術基準解説書」による引用を行い、建物の耐震要素により計算ルートを定めるべきであるとの主旨に対し、S造屋根を採用した場合は、いかなる場合でも併用構造として扱い(告示594号)計算ルートをルート2以上であるとの回答だった。結果的には、再計算や書類の作成による日数の増加及びルートの変更による申請料の増加(ルート1→ルート3)という事態になった。確認機関の工学的な判断による対応を切に望みます。
2	9,000	店舗	10/3	40	H21.3.	建築主事	125	10	25	150	既存地下躯体への増築に関する既存部の安全性の判断を必要とした為	1	10	25	9	1	85	131	*
3	1019.04	神社・社務所	2/0	14.73	H22.4.26	民間	39	10	90	129	既設建物と渡り廊下でつながり生じた建築基準法の解釈について協議したので時間を要しました。(既設建物の扉を防火戸に変更できるか等の調査)	10	4	3	6	5	1	29	今回の確認申請建物は、社務所998.38㎡渡り廊下28.65㎡でエキスパンションジョイントにて構造上は別棟扱いでしたが、適合性判定には、渡り廊下も含まれるとの事で審査対象になり、構造計算適合性判定機関にて地盤(ラップルコンクリート)基礎の形状が指摘により変更になり追加工事金額約50万円が発生しました。
4	2,155.30	中学校	3/0	15.5	H21.11.5	建築主事	85	18	35	120	行政庁の審査期間が非常に長いのが主たる要因。申請受付から構造質疑発行まで約2ヶ月を要した。適判に要した期間は25日。	32	3	16	12	11	36	110	適判機関の対応自体は比較的スムーズであり、特に影響はなかった。
5	9,999.31	小学校	4/0	14.98	H22.2.3	民間	84	10	32	116	等物件は、EXP.JIIによる3棟構成であったため、構造審査に於いて、棟毎の審査過程を詰める必要があった事と、計算書との不整合や意匠図との不整合を指摘された。	20	5	95	3	1	1	125	当物件では、構造計算適合性判定自体の影響は無かった。
6	3,861.81	学校	1/0	6.88	H22.3.31	建築主事	57	28	52	109	木造+RC造の混構造であったこと(2棟)、複雑な形状の木造屋根架構を採用していたことにより、適合判定期間がかかったため。	3	20	0	8	6	15	52	担当の判定機関、判定員によって、審査期間が変わると思われる。各県に最低2つの審査機関を配置して、競争がないと、判定の質が向上しないのではないかと。
7	11,500	劇場	4/1	34.5	H22.2.15	民間	55	32	50	105	年末年始をまたいだことも影響し、消防同意を得るための協議期間が長引いた。	10	3	27	3	0	127	170	
8	5,686.59	中学校・給食工場	3/0	15.420	H22.4.14	建築主事	60	10	40	100	建築規模が大きく図面枚数が多かったため、設計図書間の不整合や記述不足に関わる是正に時間を要した。	72	20	35	5	0	0	132	本申請についてはほぼ想定していた審査期間内で対応いただきましたが、更なる迅速化、簡素化を希望します。
9	6,900	病院	4/0	14.9	H22.3.31	建築主事	81	11	14	95	事前相談では、消防同意が得られるまで図書の事前審査が行われなかった。確認機関の担当者が1名で建築・構造・設備の審査を行っており、別の案件の審査と時期が重なっていたらしく、審査に時間がかかった。	11	3	3	0	0	2	19	
10	2,900	共同住宅 児童福祉施設	6/0	21.5	H22.6.1	民間	55	38	37	92	適判機関の担当者の一名が非常勤だったため、審査に時間がかかったと思われる。	4	2	0	32	6	2	46	告示に明確に表記が無いにも関わらず、保有水平耐力の算定で、支点の浮き上がりを考慮した場合にも、保有水平耐力Quが必要保有水平耐力Qun以上であることの確認が求められた。
11	8995.53	共同住宅(賃貸)	10/0	30.75	H22.1.4	建築主事	69	23	21	90	当該特定行政庁の構造審査の出来る担当者が不足しているのか、構造審査に着手するまでのロスタイムがあった。	10	8	20	1	1	1	41	本件は公営住宅で、特定行政庁に申請をした。申請件数の少ない状況で、この期間を要している。
12	10,261	事務所	11/2	44.3	H22.6.22	民間	48.5	22.5	40.5	89	他の図面に記載済み事項を重複記入したり、法令で定められている防火設備等の認定関係の条文記載など、書類の添付や修正が差し替える度に細かな修正事項が増えていった。	10	3	2	5	1	3	24	指摘内容が箇条書きのみであり、電話等で確認しないと指摘内容が把握できない。指摘内容について担当の適判員の確認を得ても、適合性判定機関内の会議で了承されないと終了しないシステムとなっているために時間が掛かった。
13	3500	美術館	3/0	15.3	H22.5.20	建築主事	50	3	38	88	構造に関して、確認機関(自治体)の事前審査の指摘事項267項目(申請後27あり、適合判定(民間)は事前26項目、確認申請後8項目)と確認機関側の指摘の内容が細かすぎ、指摘内容が規定に係る内容や図面間の不備以外の指摘内容が多々あり、建築確認の意味合いを超えていると感じた。また、確認機関側(自治体)の内部での上席へのチェックに関して、指摘内容を修正したものでないと上席へのチェックをまわしてくれないなどがあり余分な時間がかかった。	195	53	137	43	19	13	460	適合判定機関の影響ではなく自治体とのやり取りで長期化している。
14	110,000	商業施設	2/0	12.5	H22.6.15	建築主事	54	7	33	87	確認審査機関が、大規模物件及び避難安全検証法の審査に不慣れであった。	5	0	18	12	0	15	50	
15	15,000	工場	5/0	25	H22.5.21	建築主事	60	24	25	85	①本受付までに、特定行政庁において43条許可に時間を要した。(申請側が回答し尽くしてから14日間) ②本受付から第1回目の適判質疑までに、16日間を要した。	3	13	7	0	0	0	23	設計者側の作業期間はほとんどなかったにもかかわらず、予定着工日が近づいたため、適判機関と十分に議論する時間が無くなり、設計者としては不要と考えていた補強筋を追加した。
16	11732.96	中学校	3/0	13.1	H21.9.25	民間	53	30	32	85	ルート1の判断について判定機関との協議に時間を要した。	2	2	16	3	2	10	35	構造安全上重要でない指摘による検討(構造図に変更はない種類の検討)に時間を割かれる。
17	124.15	一戸建住宅	3/0	9.9994	H22.3.13	民間	59	16	24	83	・太陽光発電システムが建物最高高さの対象となるかどうかの確定に時間がかかった。 ・地盤に関し、サウンディング試験結果だけでは認められず、圧密試験、一軸圧縮試験のデータを要求された。結果的に確認取得後に再提出することで了解を得たがやりとりで時間がかかった。 ・層間変形角の安全率を割増している理由や、柱脚のばね定数の根拠などについて根拠裏書説明を求められた。	0	3	22	5	1	2	33	部材や接合部の性能値等についての数字的根拠などの説明に多大な時間を要している。また適判用の資料作成等で約60万円の費用がかかっている。
18	3,380	専修学校	5/0	19.9	H21.4.13	民間	35	8	48	83		4	6	34	2	2	3	51	*
19	4,068	小学校	3/0	14.7	H22.5.19	建築主事	58	24	24	82	構造躯体がエキスパンションジョイントにより3棟(A・B・C棟)に分離しており、形状が複雑なB棟は適判の対象規模ではないが、確認上1棟であるため、適判によりモデル化の説明に時間を要した。	3	0	6	0	0	10	19	複雑な形状のモデル化に伴う説明に時間を要する結果となったが、本来そのような場合構造設計者は安全側になるよう設計するため、結果的に説明により図書の修正に至るものは少ない。

	1. 適判物件に係る情報						2. 適判物件に係る審査期間の状況(日)※1				3. 確認済証までに長期間を要した要因を記載してください。(具体的に記載して下さい。)	4. 設計図書の高 * : 審査機関からの指摘内容(項目毎の指摘数(数字)を記入して下さい。)						5. 構造計算適合性判定の影響(審査時の指摘に係る問題、審査期間に係る問題、確認機関と構造計算適合性判定機関との連携、適判制度導入に伴う追加的経済負担額など、構造計算適合性判定の影響について具体的なかつ詳細に記載して下さい。)	
	規模(m <sup>2</sup> )	用途	階数(地上、地下)	高さ(m)	確認済証交付日	取扱確認機関の種類	審査側の作業期間(A)	うち、適判機関における作業期間	申請者側の作業期間(B)※3	総審査日数(C) (C)=A+B		①設計図書間の不整合に係る指摘	②構造規定に係る指摘で、建築物の構造安全上重要なもの	③構造規定に係る指摘だが、構造安全上重要ではないもの	④防火・避難規定に係る指摘	⑤集団規定に係る指摘	⑥その他の規定に係る指摘		計
20	6600	老人ホーム	9/0	30.5	H22.4.16	民間	30	10	50	80	適判よりごもっともな指摘もあったためであるが、適判に事前審査があれば、総審査日数は縮まったといえる。	3	4	17	—	—	5	29	書類の見易さに申請者側も気をつけなければならないが、見る人が多くなればなる分だけ、内容を理解してもらえないための質疑(重要でないものやその他の指摘)も多くなり、モチベーションのあがらない手間作業が増える(=残業が増える)ことは否めない
21	5700	工場	4/0	27.85m	H22.5.27	民間	57	15	18	75	長期間ではない。事前相談で時間をかけ十分に対応したため確認は比較的早かった。また、構造適判への対応を迅速に行ったことも確認期間の短縮に寄与した。	20	5	15	5	0	3	48	適判では、申請者側の対応を迅速的確に行ったため比較的早く済んだ。昨今は民間申請機関においては申請者側が前向きに対応すれば、迅速に処理されることとなっている。
22	8521	物販店舗	1/0	19.63	H22.3.4	民間	61	21	14	75	開発行為に問題があり、受付までに時間を要したこと、及び適判側の図面のチェック部分の見落としがあり、詳しく見てもらえれば、適判側からの指摘箇所は少なくなり回答がもう少し早まった可能性があった。	10	0	2	0	0	0	12	施主に対し迷惑を掛けた。
23	2,281	介護老人福祉施設	2/0	8.1	H22.6.14	建築主事	66	15	8	74	特定行政庁から、指摘事項の連絡が入るまでの審査期間が、35日以上を過ぎていた。	1	21	2	19	3	4	50	適判審査機関から、10日程度で追加説明書提出の通知をFAXで連絡があり、迅速な対応ができて良かった。
24	2,400	工場	5/0	19.1	H22.6.4	民間	34	18	38	72	適合性判定において、構造関係技術基準解説書ではなく、学会の鋼構造接合部指針による梁端部接合部及び継手の検討を求められ、対応に時間がかかった。	7	5	1	0	0	2	15	構造関係技術基準解説書ではなく学会の鋼構造接合部指針による梁端部接合部及び継手の検討を求められた。その部分の部材をサイズアップし対応した。具体的には下記の項目。 ・コラムHのweb曲げ協力効果を上記学会指針により評価し、冷間成形規定およびDsを再評価。 ・webの協力効果を考慮し上記指針により仕口部保有耐力接合の検討。なお接合部係数はSM490A材において技術基準解説書では1.2に対して、上記指針では1.35となるためサイロ内の縦スチフナなどが必要となった。 ・ヒンジ発生位置の判定(梁端あるいはジョイント)において、梁端ヒンジ発生した際に、両端ピン状態での長期応力を考慮のうえジョイントの降伏曲げ耐力を上記指針により算定しジョイント位置で降伏しないことを確認。結果、ホルト本数及び添え板厚のアップが必要となった。なお技術基準解説書には長期荷重は原則考慮しないと記述がある。
25	1,825	店舗	2/0	9.75	H22.5.20	民間	41	18	27	68	開発申請図との不整合があった為。	4	1	3	0	0	0	8	*
26	1,889	店舗	3/0	12.9	H22.5.19	民間	25	8	34	59		5	0	6	0	0	1	12	*
平均							59.2	16.6	35.0	94.2		19.6	7.6	25.0	8.0	2.7	15.6	78.0	

- \* :
- 審査期間の長期化は、すなわち用地取得の金利負担の増大に直結する。(プロジェクトのコスト増大)
  - 適判等による審査期間の延長により、申請業務費用が増大している。(物件によりまちまちであるが、5%~20%の業務量が増えている)
  - 審査内容が拡大・厳格化するとともに、取得費用負担の増大、審査期間の長期化、型式数の増大などから頻繁に申請・認定等を取得することも難しい。このため、新しい仕様・技術をタイムリーにお客様に提供できないとともに、技術開発を大きく阻害しているのが実情である。
  - 新規工場建設においては、生産ライン稼働スタートの遅れは絶対に許されない。(計画当初に余裕を見込まざるを得ない)
  - 確認機関と適判機関で指摘内容に差異は見られず申請が2重に必要なようになってくるが、最近の確認審査では審査機関が、再計算が必要な項目等、適判で判断すべき内容に気づいた場合、適判で指摘を受けるように指導し、審査の段階では指摘をしないという様に審査内容の分担をしている。
  - 商業施設等では審査期間が35日延びる事により、開業時期を逸してしまう等の影響で、数ヶ月開業を延期しなければならない様な事例も生じている。

## 構造計算適合性判定を要する物件に係る審査期間等について(審査側)

- ※1: 事前相談(※2)の期間と、確認申請から確認済証交付までの期間を合計したものである。  
 ※2: 事前相談は概ね申請書類一式が揃ったものについて行っている(いわゆる仮受付、事前受付など)段階から算入している。  
 ※3: 「申請者側の作業期間」とは、審査側の指摘事項が出尽くした状態で、申請者側が作業を行った期間をいう。

	1. 適判物件に係る情報					2. 適判物件に係る審査期間の状況(日)※1				3. 確認済証までに長期間を要した要因を記載してください。(具体的に記載して下さい。)	4. 設計図書の質 * : 審査機関からの指摘内容(項目毎の指摘数(数字)を記入して下さい。)						5. 構造計算適合性判定の影響(審査時の指摘に係る問題、審査期間に係る問題、確認機関と構造計算適合性判定機関との連携、適判制度導入に伴う追加的経済負担額など、構造計算適合性判定の影響について具体的かつ詳細に記載して下さい。)	
	規模(m <sup>2</sup> )	用途	階数(地上、地下)	高さ(m)	確認済証交付日	審査側の作業期間(A)	うち、適判機関における作業期間	申請者側の作業期間(B)※3	総審査日数(C) (C)=A+B		①設計図書間の不整合に係る指摘	②構造規定に係る指摘で、建築物の構造安全上重要なもの	③構造規定に係る指摘だが、構造安全上重要ではないもの	④防火・避難規定に係る指摘	⑤集団規定に係る指摘	⑥その他の規定に係る指摘		計
1	251.46	住宅で接骨院を兼ねるもの	2/0	9.28	H22.1.27	28	14	160	188	構造設計図書の不備、及び構造設計者の対応の遅れに因る。意匠指摘が仮受審査に2回、設備指摘は同じく1回に対し、構造指摘は仮受審査1回、引受審査1回、適判審査で3回。	57	21	18	5	3	9	113	適判機関により、指摘回答内容について事前確認を実施しない機関があります。本物件もそれに該当し、申請者との意思疎通不足で、結果適判からの指摘が合計3回になった。
2	287.69	物販店舗・共同住宅	4/0	12.34	H22.5.7	28	7	141	169	仮受時の質疑に対する申請側の回答対応に時間がかかった。地区計画の認定許可に時間がかかった。設計者の申請準備不足。	17	30	0	6	21	32	106	
3	6666.63	共同住宅	13/1	44.75	H22.3.18	38	9	130	168	意匠指摘で計画に影響を与える問題が複数あり、設計図書間の不整合も多かったため、設計者の対応に時間がかかった。構造設計図書の不備、設計者の対応の遅れも長期化の要因。	68	68	12	32	64	33	277	
4	10291.84	工場	4/0	16.9	H22.2.10	29	9	100	129	仮受時の構造質疑に対する申請側の対応が遅かった。明示すべき事項の未記入等、設計者の申請準備不足、また、設計者の指摘への対応が遅く時間を要した。	35	45	10	58	35	40	223	適判機関を選択できない特定の県では、判定送付が予約日から1日でも過ぎた場合、自動的に判定業務開始が1週間延びるところもあります。本物件は上記対応の県であり、判定スタートから判定終了まで1ヶ月程度かかることは申請者も事前に承諾されていたが、周辺他県に比べ、期間的負担が大きかったと思われる。
5	4021.98	小学校	4/0	15.957	H22.4.30	34	11	87	121	事前相談時の指摘に対する、修正に時間がかかり、適判の指摘で全体架構のモデル計算を行う必要があったため。(支点の圧壊を許容して、解析を続行。増打ちによる剛性の考慮なし等。)	24	5	63	1	0	77	170	
6	1749.56	倉庫	2/0	8.931	H22.6.1	26	6	87	113	増築により既存建築物を現行基準に適合させる工事計画を含むもので、構造設計が難しいものであった。特に適合性判定に係る補正作業に時間を要した。	3	26	5	10	0	4	48	
7	2309.02	児童福祉施設等	4/1	17.45	H22.6.15	34	4	76	110	設備関係の補正作業に時間を要した。	4	32	12	16	2	24	90	
8	4170.64	事務所	5/1	26.98	H21.11.26	31	4	77	108	建築物の用途が特殊なものであり、居室の採光、避難規定等についての法解釈の相違や市条例の見落としがあった。また、適合性判定に係る補正作業にも時間を要した。	8	110	10	21	1	31	181	
9	56,162.80	流通加工場、自社用倉庫	4/0	23.1m	H22.4.8	36	12	72	108	設計者の指摘への対応が遅く、仮受期間が長かった。防災大臣認定・開発許可29条あり	12	40	0	22	56	12	142	
10	322.7	共同住宅	5/0	14.9	H21.12.11	34	11	71	105	設備関係の図書に不備が多くあり、補正作業に時間を要した。	9	18	7	26	9	18	87	
11	1450.25	工場	2/0	9.01	H22.3.31	36	10	60	96	事前相談時の指摘に対する、修正に時間がかかったため。(不整合・未記載事項多数、吹抜け部分の剛床解除なし等。)	5	9	5	6	0	32	57	
12	4716.1	寄宿舎	4/0	14.8	H22.6.10	29	5	65	94	防火避難関係規定等や構造関係規定の指摘に対する補正作業に時間を要した。	5	20	2	22	8	29	86	
13	6085.95	物販店舗	2/0	8.948	H22.3.2	37	14	54	91	事前相談時の指摘に対する、修正に時間がかかったため。(不整合・未記載事項多数、Ds値[構造特性係数]の設定が不適切等。)	10	12	20	0	0	43	85	
14	4593.88	共同住宅	6/0	21.23	H22.4.21	47	6	37	84	事前審査の際、審査すべき内容の記載に不明瞭な点が多くあったため。	3	0	19	21	9	30	82	依頼して5日で指摘事項が示され、追加回答から3日で判定結果通知がなされた。審査期間に係る問題はなかった。
15	20480.39	倉庫業を営まない倉庫	2/0	12.85	H22.5.18	28	6	55	83	大規模でまた、適判対象が4棟あった。構造のモデル化、避難安全検証法、防火区画の検討。設計者が是正にかなり時間を要した。	19	6	58	24	2	8	117	構造計算データで、特殊な構造のモデル化の違いによる、応力の相違等、確認機関で気付けない様な点を適判機関で指摘され、適判制度を導入した意味どおり、構造チェックが機能していると思慮される。
16	1474.2	体育館又はスポーツの練習場	2/0	14.43	H22.5.14	23	10	59	82	構造計算及び設計図書の整合に関する指摘が多く、申請者側の作業に時間を要したため。	26	12	39	0	1	8	86	構造規定に係る指摘で、建築物の構造安全上重要なものの指摘が多くあり、構造計算適合性判定に延べ9日要したが、止むを得ないと思慮する。
17	5439.96	図書館その他これに類するもの	4/0	20.407	H22.3.30	38	2	44	82	設計図書の不整合、記載内容の不足等が多数。設計者が是正対応にかなりの時間要した。	13	0	10	22	2	14	61	
18	1063.48	工場(自動車修理工場を除く)	2/0	10.15	H22.5.25	41	5	40	81	浄化槽の計画が確定しておらず、関係書類の添付に約4週間程度を要したため。	4	0	10	1	4	15	34	
19	4826.01	共同住宅	9/0	27.577	H22.3.23	31	9	49	80	適判の指摘で全体架構モデル計算を行った。(構造計算で鉄筋D16の種別がSD345となっており、SD295に変更。)	10	1	8	8	0	40	67	
20	976.76	小学校	2/0	11.2	H22.5.31	41	12	20	61	事前相談を行わなかったため、審査日数がかかり、適判の指摘に対する検討項目が多数あり。(保有水平耐力計算時に、せん断破壊後の部材を耐力含んでいるが、検討が不明。保証設計の検討なし。下階壁抜け柱の検討なし等。)	12	0	14	0	0	40	66	
平均						33.45	8.3	74.2	107.65		17.2	22.75	16.1	15.05	10.85	26.95	108.9	